

## 会 議 録

会議名称	令和4年度第1回佐倉市障害者差別解消支援地域協議会
開催日時	令和4年8月9日 14時～15時55分
開催場所	佐倉市役所 議会棟第3委員会室
出席者等	<p>委員：稲阪会長、岡本副会長、大久保委員、篠塚委員、大賀委員、黒部委員、佐野委員、西脇委員、土屋委員、岡崎委員、木村委員、村中委員（代理：成嶋委員）、鈴木委員、田中委員、久保委員、宮秋委員、</p> <p>事務局：福祉部 亀田部長、 障害福祉課 山本課長、土屋主査、橋本主査、東城主査、井上主事</p>
会議議題	<p>① 佐倉市障害者差別解消支援地域協議会会長及び副会長の選出について</p> <p>② 佐倉市障害者差別解消支援地域協議会の会議の公開等について</p> <p>③ 佐倉市障害者差別解消支援地域協議会について</p> <p>④ 事業者等に寄せられる障害者からの相談等の現況について</p> <p>⑤ 協議会の取り組みについて</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 事業者アンケートについて</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 事業者や市民等に向けた周知・啓発について</p> <p>⑥ その他</p>
会議経過	別紙 令和4年度第1回佐倉市障害者差別解消支援地域協議会会議録のとおり

## 令和4年度 第1回佐倉市障害者差別解消支援地域協議会 会議録

### 【1 開会】

### 【2 議題等】

- ① 佐倉市障害者差別解消支援地域協議会会長及び副会長の選出について
- ② 佐倉市障害者差別解消支援地域協議会の会議の公開等について
- ③ 佐倉市障害者差別解消支援地域協議会について
- ④ 事業者等に寄せられる障害者からの相談等の現況について
- ⑤ 協議会の取り組みについて
  - (1) 事業者アンケートについて
  - (2) 事業者や市民等に向けた周知・啓発について

### ⑥ その他

### 【3 閉会】

### ① 佐倉市障害者差別解消支援地域協議会会長及び副会長の選出について

#### (事務局)

会長と副会長の選任については、障害者差別解消選定協議会の設置及び運営に関する要綱第5条第1項の規定により、委員の互選により定めることとなっている。委員より意見がなかったため、事務局の案として会長を稲阪委員にお願いをし、委員の承認を得た。また、副会長については、要綱第5条第1項の規定により、副会長は委員の中から会長が指名することとなっている。

#### (会長)

岡本委員を副会長に指名した。

### ② 佐倉市障害者差別解消支援地域協議会の会議の公開等について

(事務局)

佐倉情報公開条例により、原則会議は公開とする。ただし、議題の中で、特定の個人を事例に係る検討の議題(議題④)については非公開とする。会議録は議事要録とし、従前どおり氏名を伏せた形の作成方法とする。

(委員全員承認)

### ③ 佐倉市障害者差別解消支援地域協議会について

(事務局)

- ・ 佐倉市障害者差別解消支援地域協議会の概要等について説明(資料1・1ページ)

佐倉市障害者差別解消支援地域協議会は、障害者差別解消法が平成25年に制定されたことを受け、佐倉市において平成30年度に設置したもの。法第17条において、地域協議会は「組織することができるもの」という規定になっているため、まだ設置していない自治体もある。佐倉市と同じ一般市の設置状況は平成3年4月1日の時点で、69%である。佐倉市は協議会差別解消に関する専門の協議会を組織しているという特徴があるが、設置している自治体の7割弱が他の会議の一つの部会という形で位置付けられている。

- ・ 障害者差別解消法について説明(資料1・2ページ)

障害者差別解消法は、障害を理由とする差別をなくすための法律であり、大きく2つの柱がある。1つ目が障害のある人への不当な差別的取り扱いの禁止、2つ目が、合理的な配慮の提供である。

令和3年6月4日に本法についての改正法が公布され、公布日から3年を超えない日に改正法が施行される。改正の概要は大きく3点あるが、大事なものは「事業者による合理的配慮の提供の義務化」である。

現在の法律は、民間事業者に対し、合理的配慮の提供を「努力義務」としているが、改正法の施行後は、「義務化」される。この改正は、民間事業者にとって大きな変化になるものと考えており、本協議会において、民間事業者に対しどのように周知していくかが重要であると考えている。

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（改定案）より、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮」について説明（資料 1・3～5ページ）

#### 正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例

- ・ 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否すること。
- ・ 障害があることを理由として、具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、障害者に対し一律に保護者や支援者・介助者の同伴をサービスの利用条件とすること。

特徴は、「安全性等について考慮することなく」や「状況に応じた検討を行うことなく」とあるところで、個別具体的な検討を行わずして判断を一律に決めてしまうと、差別的取扱いに該当する可能性がある。

#### 合理的配慮の例

- ・ 車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮を行うこと。
- ・ 筆談、読み上げ、手話、コミュニケーションボードの活用などによるコミュニケーション、振り仮名や写真、イラストなど分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行うこと。

#### 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる事例

- ・ 電話利用が困難な障害者から各種手続を行いたい旨求められた場合に、自社マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メールや電話リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに手続の実施を断ること。

#### 合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる事例

- ・ 飲食店において、食事介助や自宅への送迎等を求める配慮の申出があった場合に、当該飲食店が当該業務を事務・事業の一環として行っていないことから、その提供を断ること。（本来の業務に付随するか否かの観点）

事業者も障害者の方から求めがあっても、過重な負担を負う必要はないという点がポイントとなる。ただ、お断りする場合であっても、申出者に丁寧に説明をした上でご了承いただくという対応は求められる。

- ・ 令和4年度以降の佐倉市の協議会における取り組み内容について説明（資料2）

協議会の取り組みとして、次の4点を実施していく。

- ・ 協議会構成員等からの事例の共有・検討
- ・ 法改正に向けた民間事業者への取り組みの支援
- ・ 障害について理解を深めるための取り組み
- ・ ホームページ等を活用した情報発信

以上のような取り組みを組み合わせて実施することで、協議会に求められる役割を果たしていく。これらの実施により期待される効果の中で最も重要だと考えているものは、障害のある人の権利擁護の推進である。

（会長）

事務局の説明について質問等はあるか。

（委員意見無し）

④ 事業者等に寄せられる障害者からの相談等の現況について

※非公開※

⑤ 協議会の取り組みについて

(1) 事業者アンケートについて

(事務局)

民間事業者へのアンケートの実施案について説明(資料4)。

実施の目的は、市内事業者の皆様にはアンケートの実施を通じて、障害者差別解消法の周知・啓発を行うことである。アンケートに答えることによって、障害者差別解消法を知っていただくことを期待している。また、障害のある方からどのような相談が寄せられているのか、その対応方法についての事例の蓄積や、今後の協議会の取り組みの検討のための資料とする。

佐倉商工会議所には2000弱の事業所登録があり、佐倉市商工会議所にご協力いただき実施したいと考えている。調査数は600事業所を検討しており、お客様対応が多いと考えられることから、サービス業部会を対象に実施する案である。

また、調査内容について説明する。調査項目③については、今後事業所における合理的配慮の提供が義務化されるが、現段階の法律の認知度について調査したいと考え設定した。また、調査項目④については、一般的なサービスを提供する相手(市民方)からの相談があったときに応じる窓口があるかについて確認をしたいと考え設定した。調査項目⑫、⑬については、相談を受けてから行った事業所としての改善や工夫があれば、他の事業者へも展開できると考え設定。調査項目⑭については、合理的配慮の提供が義務化されたときに、障害のある方への対応について何か特別に研修を行う(える)のかの調査。調査項目⑯については、市役所や協議会から情報発信することのヒントになると考え設定した。

巻末には、障害者差別解消法についての解説や、民間事業者が知っておいた方がよい

内容について掲載し、それを読んでいただくことで法律を認知いただくことを進められると  
考えこのような構成を考えた。

実施方法等も含め、意見があれば伺いたい。

(会長)

千葉県下でもこのようなアンケートの実施は聞かない。画期的なことではないかと思う。  
ここまで踏み込んで行うことは非常に良いことである。

(委員)

障害者の方から相談状況、市内のお店を中心とした相談状況を調べるということにつ  
いては、現状を把握することであり非常によいと思う。また、佐倉商工会議所の会員向けの  
月刊誌等の活用も検討できるのではないかと考えている。

事務局として、アンケートの回収率はどれぐらいを見込んでいるのか伺いたい。

(事務局)

一般的なアンケートの回収率は約 30%である。調査数が 600 事業所あるが、約 100  
事業所からの回答があると、一定の実施効果が見込まれると考える。

(会長)

商工会議所が今まで行ってきたアンケートの回収率はどの程度か。

(委員)

年 2 回ほどアンケートを実施しているが、回収率が 30%に届くことはなかなか難しい。  
予算の関係もあるかもしれないが、100 事業所以上の回収をしたいならば商業部会も対  
象にしてアンケートを取った方が、回収数を上げる効果はあると考える。

(会長)

他に何か意見はあるか。

(委員)

調査項目②について、「医療、福祉」の医療は医療機関が含まれるのか。福祉は、民間の福祉事業者のことか。

(事務局)

掲載している業種の属性は、一般的な分類である。医療機関が含まれるかについては、商工会議所のサービス業部会に医療機関が含まれるか次第である。医療機関や福祉事業所についても、障害者差別解消法の対象となるため、周知はしていきたいと考える。ただ、アンケート調査においては商工会議所で事業所登録されている範囲で実施したいと考えている。

(委員)

サービス業部会に医療機関や福祉施設は含まれる。

(委員)

調査の対象について、佐倉市内のすべての事業者ではなく、商工会議所を通して回収できる範囲に絞ることは、実施しやすくなるため良いと思う。

「相談」とは、クレームや意見なども考えられ、何を記載したらよいかわからないため、「相談」とは何か明確に記したほうがよいと思う。

調査項目④について、障害に関係のない質問だと思うため無い方がよいのではないか。一般的な相談について質問するのはなぜか。

(事務局)

「相談」は、調査項目⑧に記載しており、意見や苦情も含むと想定している。調査項目⑨の一般的な質問については、事務局において再度検討したい。

(会長)

その他アンケートについての意見等がある場合は、後日事務局へ連絡をしていただきたい。まずは商工会議所の力を借り、スタートすることが大切だと思う。そこから広めていくというやり方はよいのではないかと思う。

(2) 事業者や市民等に向けた周知・啓発について

(事務局)

ちばグリーンバス株式会社で開催した「佐倉市 WE ラブ赤ちゃんプロジェクトの啓発研修(令和4年6月29日実施)」にて、障害福祉についての研修を併せて実施し、市職員が講師となった事例について紹介(参考資料 P1~3)。

(会長)

ぜひこの経験を様々なところで発表し広めてほしい。また協議会には様々なメンバーがいるので、何かあれば声をかけ合えればよいと思う。

⑥ その他

(委員)

子ども向けのパンフレットについて、素晴らしいと思う。市内の小学6年生全員に配るなどして、学校で取り上げてもらえたらよいのではないか。

(会長)

以前、学校で取り上げてもらえるように打診ことはあるが、実際に取り入れてもらうのはなかなか難しい現状がある。

(事務局)

今後ご理解いただけるよう、広めていければと考えている。

(会長)

子どものうちから障害というものに触れ、体験することで、障害者差別解消の浸透にもつながると考える。学校教育に福祉の分野から意見をすることはなかなか難しいので、教育分野の中で広めていってもらえるよう、働きかけていきたい。

(委員)

以前、「まんがでわかる障害者」という資料を印旛圏域の小中校に学級数で配布した。子どもが障害者差別解消法の存在を知ることが大切である。ぜひ頑張ってもらいたい。

(事務局)

学級数という意見について、1クラスに何セットか置くことで子どもの目に触れる可能性が高くなるため、今後も検討していきたい。

～閉会～